

○若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例施行規程

令和 7 年 4 月 1 日

議会訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例（令和 6 年若狭町条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告及び訂正)

第 2 条 議員は、条例第 2 条第 1 号に該当するときは、議員又は議員の親族に係る請負状況等報告書（様式第 1 号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、同日の属する会計年度の前会計年度における若狭町に対する請負について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結日

イ 請負をする者又はその支配人である者が、議員又は議員の親族であるかの別

ウ 請負をする者又はその支配人である者が議員の親族であるときは、その者の氏名及び議員から見た続柄

エ 請負をする者又はその支配人であるかの別

オ 請負をする者の支配人であるときは、請負をする者の氏名及び営業所等の所在地

カ 請負の対象とする役務、物件等

キ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ク 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額

(2) 前号クに掲げる額の合計額

2 議員は、条例第 2 条第 2 号に該当するときは、議員の親族が役員である法人に係る請負状況等報告書（様式第 2 号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、同日の属する会計年度の前会計年度における若狭町に対する請負について、

議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 契約締結日
- イ 議員の親族の氏名及び議員から見た続柄
- ウ 請負をする法人の名称及び所在地
- エ 当該法人における議員の親族の役職
- オ 請負の対象とする役務、物件等
- カ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- キ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額

(2) 前号キに掲げる額の合計額

- 3 議員は、条例第2条第3号に該当するときは、議員又は議員の親族が実質的に経営に携わる法人に係る請負状況等報告書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、毎年6月1日から同月30日までの間に、同日の属する会計年度の前会計年度における若狭町に対する請負について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 契約締結日
- イ 請負をする法人の実質的に経営に携わる者が、議員又は議員の親族であるかの別
- ウ 請負をする法人の実質的に経営に携わる者が、議員の親族であるときは、その者の氏名及び議員から見た続柄
- エ 請負をする法人の名称及び所在地
- オ 当該法人と議員又は議員の親族との関係性
- カ 請負の対象とする役務、物件等
- キ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- ク 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額

(2) 前号クに掲げる額の合計額

- 4 議員は、条例第2条第4号に該当するときは、議員の親族が役員である法人その他の団体に係る指定管理者の指定状況等報告書（様式第4号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、毎年6月1日から同月30日までの間に、同日の属する会計年度の前会計年度に若狭町が

ら受けていた指定管理者の指定について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 指定管理者の指定ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 若狭町との協定の締結日及び指定の期間
- イ 議員の親族の氏名及び議員から見た続柄
- ウ 指定管理者の指定を受けた法人その他の団体の名称及び所在地
- エ 当該法人その他の団体における議員の親族の役職
- オ 指定管理者の指定の対象とする施設、業務等
- カ 若狭町との協定に定められている、若狭町が指定管理者に支払う指定管理料又は指定管理者が若狭町に支払う納付金の額
- キ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額又は納付した額

(2) 前号キに掲げる額の合計額

5 議員は、条例第2条第5号に該当するときは、議員の親族が実質的に経営に携わる法人その他の団体に係る指定管理者の指定 状況等報告書（様式第5号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、毎年6月1日から同月30日までの間に、同日の属する会計年度の前会計年度に若狭町から受けていた指定管理者の指定について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 指定管理者の指定ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 若狭町との協定の締結日及び指定の期間
- イ 議員の親族の氏名及び議員から見た続柄
- ウ 法人その他の団体の名称及び所在地
- エ 当該法人その他の団体と議員の親族との関係性
- オ 指定管理者の指定の対象とする施設、業務等
- カ 若狭町との協定に定められている、若狭町が指定管理者に支払う指定管理料又は指定管理者が若狭町に支払う納付金の額
- キ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額又は納付した額

(2) 前号キに掲げる額の合計額

6 議員は、条例第3条第2項の規定による報告を訂正する必要があるときは、訂

正届（様式第 6 号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の訂正）

第 3 条 議長は、条例第 4 条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定による閲覧（以下この条及び第 6 条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 30 日を経過する日の翌日から、議会事務局において、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間にすることができる。ただし、若狭町の休日を定める条例（平成 17 年若狭町条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

2 閲覧に係る報告及び訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第 7 号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

2 条例第 5 条第 3 項に規定する議長が定める写しの交付に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

写しの交付の方法	金額
複写機により作成した写しの交付（単色刷り）	1 枚につき 10 円
複写機により作成した写しの交付（カラー刷り）	1 枚につき 100 円
その他の方法による写しの交付	写しの作成に要する実費

備考 複写機により作成した写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは片面を 1 枚として、A3 判を超える規格の用紙を用いたときは A3 判の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（期限等の特例）

第6条 条例第2条及び第3条の規定による報告をすべき期限が休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負及び指定管理者の指定から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

若狭町議会議長 様

若狭町議会議員 _____

議員又は議員の親族に係る請負状況等報告書

若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	請負をする者又はその支配人である者が、議員又は議員の親族であるかの別（議員の親族であるときは、その者の氏名及び議員から見た続柄）	請負をする者又はその支配人であるかの別（支配人であるときは、請負をする者の氏名及び営業所等の所在地）	請負の対象とする役務、物件等	契約金額（円）（単価契約である場合はその旨）	前会計年度において支払を受けた額（円）

支払を受けた額の合計額	円
-------------	---

（注） 「契約金額」、「前会計年度において支払を受けた額」及び「支払を受けた額の合計額」は、消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

若狭町議会議長 様

若狭町議会議員 _____

議員の親族が役員である法人に係る請負状況等報告書

若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	議員の親族の氏名及び議員から見た続柄	請負をする法人の名称及び所在地	当該法人における議員の親族の役職	請負の対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	前会計年度において支払を受けた額（円）

支払を受けた額の合計額	円
-------------	---

（注） 「契約金額」、「前会計年度において支払を受けた額」及び「支払を受けた額の合計額」は、消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。

様式第 3 号（第 2 条関係）

年 月 日

若狭町議会議長 様

若狭町議会議員 _____

議員又は議員の親族が実質的に経営に携わる法人に係る請負状況等報告書

若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	実質的経営に携わる者が、議員又は議員の親族であるかの別（議員の親族であるときは、その者の氏名及び議員から見た続柄）	請負をする法人の名称及び所在地	当該法人との関係性の別（注）2	請負の対象とする役務、物件等	契約金額（円）（単価契約である場合はその旨）	前会計年度において支払を受けた額（円）

支払を受けた額の合計額	円
-------------	---

- （注）1 「契約金額」、「前会計年度において支払を受けた額」及び「支払を受けた額の合計額」は、消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。
- （注）2 当該法人との関係性について、①資本金その他これらに準ずるものの 3 分の 1 以上出資している法人、②年額 1 2 0 万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している法人又は③経営方針に関与している法人のうち当てはまるもの全てを①から③までで記載すること。

様式第 4 号（第 2 条関係）

年 月 日

若狭町議会議長 様

若狭町議会議員 _____

議員の親族が役員である法人その他の団体に係る指定管理者の指定状況等報告書

若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

町との協定の締結日及び指定の期間（基本協定・年度協定の別）	議員の親族の氏名及び議員から見た続柄	法人その他の団体の名称及び所在地	当該法人その他の団体における議員の親族の役職	指定管理者の指定の対象とする施設、業務等	町が指定管理者に支払う指定管理料又は指定管理者が町に支払う納付金の額（円）	前会計年度において支払を受けた額又は納付した額（円）

支払を受けた額の合計額又は納付した額の合計額	円
------------------------	---

- (注) 1 指定管理者が町に納付金を支払った場合は、納付金の額の下に「(納付金)」と記載すること。
- (注) 2 「町が指定管理者に支払う指定管理料又は指定管理者が町に支払う納付金の額」、「前会計年度において支払を受けた額又は納付した額」及び「支払を受けた額の合計額又は納付した額の合計額」は、消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。

様式第 5 号（第 2 条関係）

年 月 日

若狭町議会議長 様

若狭町議会議員 _____

議員の親族が実質的に経営に携わる法人その他の団体に係る指定管理者の指定状況等報告書

若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

町との協定の締結日及び指定の期間（基本協定・年度協定の別）	議員の親族の氏名及び議員から見た続柄	法人その他の団体の名称及び所在地	当該法人等との関係性の別（注）3	指定管理者の指定の対象とする施設、業務等	町が指定管理者に支払う指定管理料又は指定管理者が町に支払う納付金の額（円）	前会計年度において支払を受けた額又は納付した額（円）

支払を受けた額の合計額又は納付した額の合計額	円
------------------------	---

- (注) 1 指定管理者が町に納付金を支払った場合は、納付金の額の下に「(納付金)」と記載すること。
- (注) 2 「町が指定管理者に支払う指定管理料又は指定管理者が町に支払う納付金の額」、「前会計年度において支払を受けた額又は納付した額」及び「支払を受けた額の合計額又は納付した額の合計額」は、消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。
- (注) 3 当該法人との関係性の別について、①資本金その他これらに準ずるものの 3 分の 1 以上出資している法人等、②年額 1 2 0 万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している法人等又は③経営方針に関与している法人等のうち当てはまるもの全てを①から③までで記載すること。

様式第 6 号（第 2 条関係）

年 月 日

若狭町議会議長 様

若狭町議会議員 _____

訂正届

若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正します。

1 訂正する報告

（１） 若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例第 3 条第 2 項の規定による報告

（２） 年 4 月 1 日に始まる会計年度分

2 訂正箇所

3 訂正の理由

様式第 7 号（第 5 条関係）

年 月 日

若狭町議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL _____ ()

複写申込書

若狭町議会議員等の請負及び指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 2 条関係)

様式第 4 号 (第 2 条関係)

様式第 5 号 (第 2 条関係)

様式第 6 号 (第 2 条関係)

様式第 7 号 (第 5 条関係)